

専門部に関する規程

(目 的)

- 第1条 1. この規程は利府町立利府第二小学校父母教師会会則第5条の規程に基づき、専門部に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(種 類)

- 第2条 1. 本会には、文化広報部、施設部、保体厚生部の専門部を置く。

(事 業)

- 第3条 1. 専門部の活動は次の通りとする。
- (1)文化広報部・・・会員相互の研修及び、広報誌の発行に関する事項
 - (2)施 設 部・・・学校の諸施設設備の充実改善及び環境整備等に関する事項
 - (3)保体厚生部・・・児童及び会員の保健衛生普及と促進並びに、スポーツやレクリエーション等に関する事項

(構成及び役員の選出)

- 第4条 1. 各専門部は各学年より選出された部員（各学年1名）及び教師若干名をもって構成する。
2. 各専門部には部員の互選により、部長1名、副部長1名、会計1名及び書記1名の役員を置く。

(部員及び役員の任期)

- 第5条 1. 部員及び役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠によって就任した部員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 部員及び役員は、任期が満了しても後任者が決まるまでは、その職務を行うものとする。

(役員の職務)

- 第6条 1. 部長は当該専門部の会務を統括する。
2. 副部長は部長を補佐し、部長に事故ある場合はこれを代理する。
3. 会計は当該専門部の会計を掌理する。
4. 書記は当該専門部の会務について記録する。

(会 議)

- 第7条 1. 部長は本会の運営上、連絡及び会員に諮る必要がある場合は、専門部会を開くことができる。なお、部長は議長となり、閉会後は利府町立利府第二小学校父母教師会会長（以下会長という）に報告する。
2. 部長は、会長より専門部会の開催の要請を受けた場合は、専門部会を開かなければならない。
3. 会長及び部長の依頼を受けた者は、専門部会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に参加することはできない。

(雑 則)

- 第8条 1. この規程に定めたもののほか、専門部の運営上必要な規程は、本会の目的と他の部と

の関連を考慮し、各専門部で別に定めることができる。

附 則

この規程は昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 5 9 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 6 3 年 4 月 1 日 一部改正

平成 9 年 4 月 1 日 一部改正

平成 1 1 年 4 月 1 日 一部改正

平成 2 9 年 4 月 1 日 一部改正